



## 東日本大震災

# 福島第1原発事故 川俣町小綱木地区ADR 住民側、 和解案受諾 / 福島

毎日新聞 2018年2月22日 地方版

福島第1原発事故の旧避難指示区域に隣接する川俣町小綱木（こつなぎ）地区の179世帯566人が精神的賠償の増額を求めた国の原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続き（原発ADR）で、住民側弁護団は21日、センターの和解案を受諾したことを明らかにした。回答期限は2月末で、東京電力も受諾すれば和解が成立する。

弁護団によると、和解案は東電が1人当たり20万円の慰謝料と、弁護士費用300万円を支払うとの内容。小綱木地区（事故当時186世帯605人）の住民の9割が「被害実態は避難区域に相当」として1人当たり月10万円の慰謝料を求め、2014年9月にADRを申し立てていた。

小綱木地区原発事故被災者の会の清野（せいの）賢一会長（71）は「避難区域外で慰謝料増額を認める和解案が提示されたのは大きな成果。東電は和解案を受諾してほしい」と話した。

小綱木地区は避難指示区域だった山木屋地区（既に指示解除）に隣接。山木屋と同等の空間放射線量が確認されたが、年間積算放射線量が20ミリシーベルトを下回るとされ、避難区域から外れた。【宮崎稔樹】

---

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.